

## 【KT-report 06】 町内会費に隠された一律一括強制徴収の問題（総括）

吾が町内会費と滝山地区連合会費との関係に内在する問題と、まったく同様の問題を抱えたある自治会（他県）で裁判係争となり、『・・・憲法や民法に照らして違法である・・・』として、自治会が敗訴した」と記述しました。

そのことを踏まえつつ本会に係る次の3件を取り上げ、順次解明して行きます。

本会に係わる募金・寄付金の一律一括強制徴収  
本会に係わる宗教関係費の一律一括強制徴収  
本会に係わる環境保健推進協議会への負担金および防犯協会協賛金の一律一括強制徴収

これらに共通する問題点は、憲法第19条（思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。）や民法第90条（公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。）などに違反していることであります、**上の□1・□2の2つにおいては裁判の係争事件となり、そのことを主張した訴人の自治会住民が勝訴し、抵抗した被訴人自治会側が敗訴しました。**

「声なき声を聴け！」ということです。

以下順次に、総括的に課題を整理します。

### 1. 判例の重み

言うまでもないが、三権分立を取る吾が国においては、裁判所の判決は、係争した当事者を縛るだけでなく、社会規範の形成、醇風美俗の醸成、道徳観・倫理観に対し貢献的に大きな影響を与えます。端的に言うと「国民一人ひとりの行動指針となる」というものです。

2020(R2)年12月22日（火）午前中、山形県弁護士会に赴いて意見を伺って（勉強して）来ました。参考になったことにインターネットで調べたものも合わせて図(表)-1のとおり整理しました。

判例は国民の行動指針、法典と共に社会規範を醸成する良き先例、社会通念となる。 裁判の判決文は、法典（文字）の隙間を埋めるが如くの解釈を明文化してものである。
法体系には、立法府が作った法典と、裁判所の判例を寄せ集めた（積み上げた）判例法——不文法の二つがあります。 判例法を特徴付ける重要な原則に「先例拘束力の原則」があって、 「同様な事例は同様に扱え」という正義の形式的原則に基づき、判例は後の判決の際に参考になるだけでなく、事実が十分に類似している場合は先例に従わなければならないとすること。（また、下級の裁判所は上級の裁判所の判例に従わなければならない。）ことを謂います。
君塚 正臣（日本の法学者、横浜国立大学教授、専門は公法学）の研究論文の冒頭部より拝借 判例の拘束力 ——判例変更、特に不遡及的判例変更も含めて—— 「判例の拘束力と何か。およそ終局的判決は、「当事者間の争いに最終的な決着をつけ、それにより当事者は同じ主張を再び裁判所に持ち出すことはできないという機能」即ち「既判力」を有すると共に、「その判決の示す法命題(法準則)が、後の別の裁判の規準となるという機能」即ち「先例の拘束力」を有するとされる。実際、裁判所が類似事件について過去の裁判例を全く無視することはおよそあり得ず、少なくとも事実上の判例拘束力はあると言ってよい。また、判例拘束力とは、下級審が上級審の先例に拘束されることも含むが、上級審が自らの先例に拘束される方が前提であり核心である。」
図(表)-1

## 2. 受益と負担の関係

そもそも、国民・地域住民としてお金の支払い義務を伴うものは、図(表)-2の3パターンだけです。これ(□<sup>1</sup>~□<sup>3</sup>)以外の全ての金員拠出は、個人の自由意思(任意)によります。また、これ(□<sup>1</sup>~□<sup>3</sup>)以外にサービスの流通・授受があるとすれば、団体(組織)の自主的・一方的に提供する社会貢献活動の経済的利益・サービスの供与です。それを必要として受納・受益した個人とは関係性が生じ、相互に何らかの権利・義務が生じるかもしれません。名目は何であれ勝手な経済的利益のバラ蒔きは、社会貢献活動です。

□ <sup>1</sup> 法律上の税金	個人自らの自由意思を超越した国家規制 (強拘束力)		
□ <sup>2</sup> 団体(組織)に帰属した時の会費	個人自ら能動的な自由意思を持って団体に入会した場合 (準拘束力)		
□ <sup>3</sup> 物やサービスの購入に伴う対価	個人自ら能動的な自由意思を持って価値を求める場合 (任意)		
負担	支払要件	受益	根拠法令
□ <sup>1</sup> 税金	日本国民であること	国家の行政サービス	憲法第三十条
□ <sup>2</sup> 会費	(※) 団体(会) 構成員であること	会提供の事業サービス	約款・定款、会則、 会の規約
□ <sup>3</sup> 購入対価	購入者であること	購入したものの価値	民法
寄付金(純粋に対価を求めない無償の行為)			
図(表)-2			

(※) 会社等諸々の団体(身近な趣味の会・サークル等を含み)、組織形態を問わず複数が所属する集団をいう。

なお、インターネットでいろいろと調べると、協賛金・協力金・賛助金・会費なる様々な名目のものがあるが、**社会通念上、その目的が「地域との関係良好化や社会貢献」であり、相手団体が優遇税制対象になっていれば、原則「寄付金」として処理出来るとなっています。**図(表)-2の構図について、切り口を変えて図-3のように作図します。

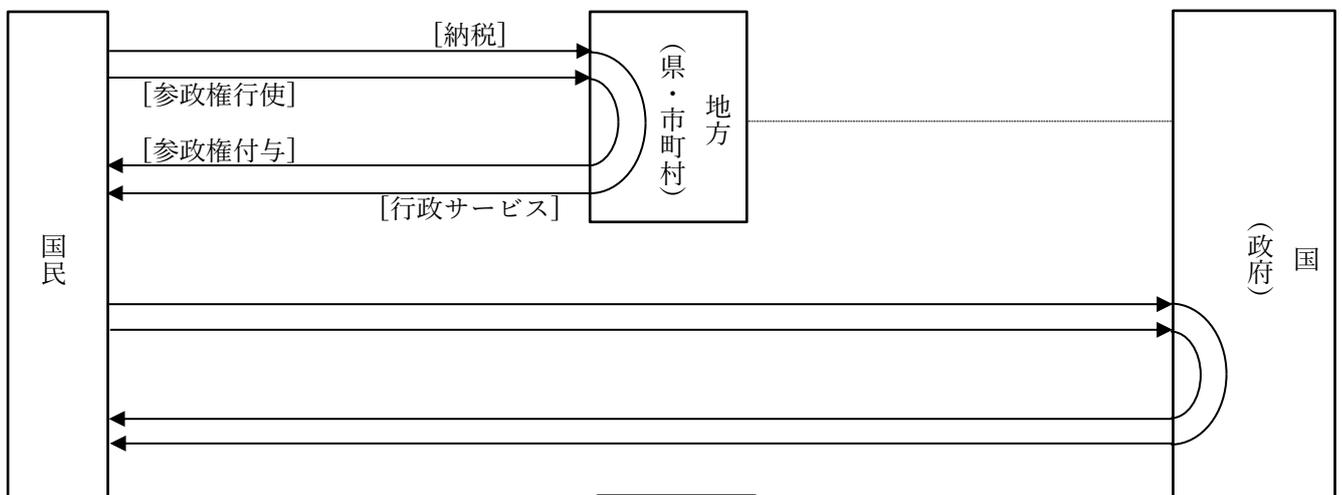
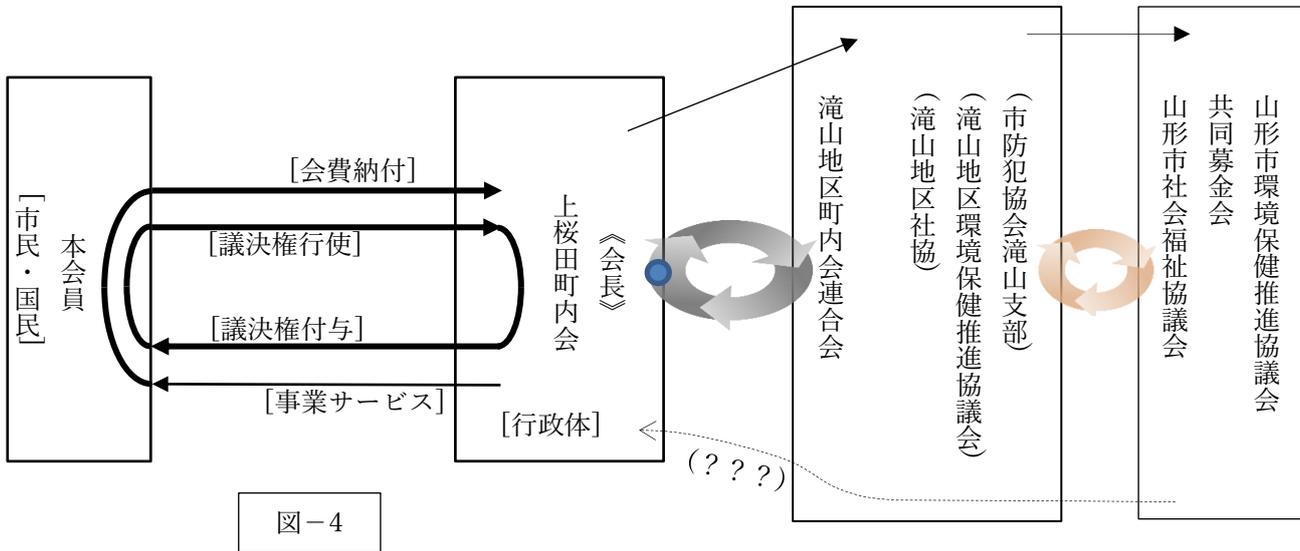


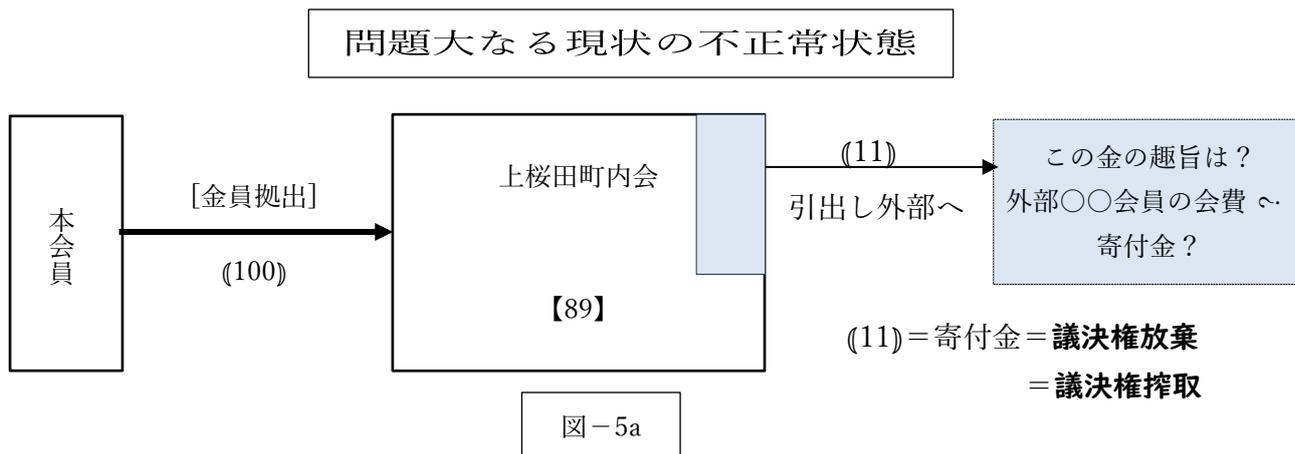
図-3

行政体との関係を見ると、国民（納税者）は、税金を行政体に直接支払い、行政サービスを受益し、金員と受益、ならびに直接参政権の付与と行使は同値関係にあります。国民から見れば、サービス提供相手方に税金を直納方式です。この態勢は前記図(表)－2中□<sup>1</sup>～□<sup>3</sup>に共通する法治国家における社会通念です。そこで、吾が町内会と外部組織との関係を対比した構図は図－4のとおりとなります。前記行政団体との関係とは決定的な違いがあります。ここでの議決権とは、会に参加し、会の運営全般に対して発言、議決に加わる権利を言う。本会の維持運営に必要なものとして納付した個人会費で成立する本会会計から、一部が外部組織の町内会連合会やその他に、さらに外部の市社会福祉協議会などに吸上げられています。



- ・その連合会は、各町内会長のみを構成員として組織しています。
- ・町内会長は本会会計の一部を引出してそれを連合会費として納付しています。
- ・その連合会内部の議決権は町内会長のみに付与されています。

ところが、その連合会費の源泉なる本会員（個人）は、議決権は本会のみ限定されており、連合会に口出しすることは一切許されません。つまり、会費納入と事業サービス受益、ならびに議決権の付与と行使の間に、同値関係が成立しないのです。あるいは、会費と議決権はセットでないということです。であれば、町内会長の私費を以って連合会を構成すべきであります。そうであれば、何も疑義は湧いて来ません。同値関係について、会員と本会との関係を切り取った構図は図－5abのとおりです。現状は図－5aのとおりで、議決権の一部が搾取された状態にあります。憲法第19条（思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。）や民法第90条（公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。）を踏まえた図－5bのとおりにする必要があります。



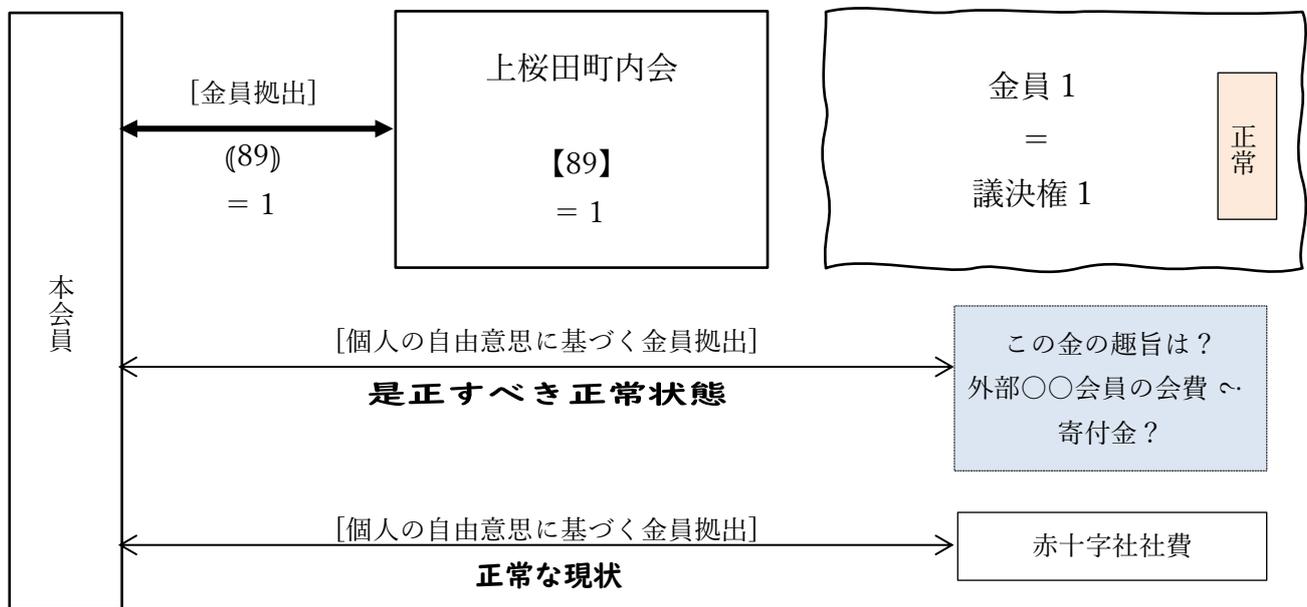


図-5b

### 3. 標記 (件名に記述した) 問題の全体像

本稿では、それらに共通する問題点を抱える本会の現状について総括的に整理してみます。

**本会の目的内本来事業費の他に、目的外支出を紛れ込ませ、つまり、目的外支出を目的内支出であるかのように偽装し、双方の緊縛化を図って一律一括強制徴収しております。**本会員は納入した金員は「上桜田町内会」の一つのサイフ (会計) に入り、そこから漏れることはないはず、よもや不正・不適切な支出はないはずとして納入義務を果たしているのです。この中で、**目的外支出に当る部分は、本来は、その抛出の是非・賛否は個人の自由な意思に委ねなければならないが、その自由な意思決定の機会を奪う態勢になっていることが大問題なのです。**換言すれば、隠れて・隠してこっそり、別のサイフを用意しておいて、そこに会費の一部を抜き取り入れて、外部に持ち出しているという状況です、まさに窃盗、詐欺に同類のとんでもない行為です。

滝山地区においては 29 の単組町内会で連合会を組織し、山形市全体では 30 の連合会を以って自治推進委員長連絡協議会 (事務局は山形市) を組織していますが、滝山地区に限らず山形市内町内会に共通横断的に横たわる大問題です。山形県内では聞こえて来ませんが全国各地で問題視されています。

### 4. 現状の問題点、課題

その構図に潜む課題 (問題と対応) を総括的に 3 点に絞り、図(表)-6 のとおり整理しました。

問題点	今後の対応
<p>■1 年会費の 21.3% (5 分の 1 強) が、本会固有の本来事業費、つまり目的内支出に充てられず、法人格の 5 つの外部団体に吸上げられて (目的外支出になって) いる。</p>	<p>年会費は、本会固有の本来事業費の目的のみに支出することを規約に明記する。</p>

<p>■2 本来、後記図-11・12の①～⑤は、個人の自由意思に基づき拋出是非を判断する任意性のものであるが、賛否を求められず一律一括強制徴収されている。</p>	<p>仮に、本会が後記図-11・12の①～⑤の徴収依頼を受けたとすれば、会員個人の納入是非に係る自由意思を尊重し、賛否を確認の上で集金する。</p>
<p>■3 しかも、現金と引換えるべき各団体の領収証が発行されていない、よって、優遇税制の権利が侵害されている。</p>	<p>集金した現金と引換えにその場で①～⑤の個別にその団体名の領収書を発行する。収受はそこで完結すべきものである。</p>
<p>図(表)-6</p>	

(1) 執行部が叫びたくなる似非正義感

執行部に入ると、特に会長職に就いた者は図(表)-7のように感情論を捲し立て、自己保身を正当化しようとしています。

<ul style="list-style-type: none"> <li>◆1 隣組長の負担になる、だから一律一括強制徴収するのだ!</li> <li>◆2 総会で議決したこと、だから一律一括強制徴収は当然だ!</li> <li>◆3 一つのサイフ(会計)に入った金には個人の色がなく、後の使い方は執行部の自由だ。</li> <li>◆4 使い方は総会の予算・決算書に記載のとおりで明朗会計だ。</li> </ul>
<p>図(表)-7</p>

しかし、別記判例(細部は冒頭部の□1・□2の中に記述)のとおり、その言い訳・屁理屈は悉く退けられたのです。なぜなのか、個人の自由意思尊重に係る憲法・法令の擁護力・庇護力は、この4点(◆1～◆4)を遙かに超えるからです。ところが、“『町内会の発展と明るく住みよい町内にする』するためには、外部団体各会から会費等の納入要請に対して協力するのは当然だ”と主張するものが表れますが、これも別記判例のとおり悉く退けられたのです。

(2) 「一律、一括、強制」の意味合い

判例(判決文)の中でこの三つの言葉が出て来ることからその意味合いを図(表)-8のように整理しました。

<p>一律</p>	<p>会員一人に1議決権を付与する中で、個人的事情(事由)は考慮せず、同じ金額を全会員から徴収することを謂います。</p>
<p>一括</p>	<p>自治会固有の事業費(本来の会費)とは趣旨が異なり分離して賛否を確認すべき金員——前記判例では外部団体各会への拋出——を合算(緊縛化・同梱)して徴収することを謂います。</p>
<p>強制</p>	<p>能動的な自由意思を以って入会している自治会の会員は、必要な会費の納入義務を伴い、同会からみれば(執行部の責務として)強制徴収となります。その強制力を伴う態勢に乗じて目的外会員の納入を迫ることを謂います。</p>
<p>図(表)-8</p>	

同表中「一律」とは、本会員の年会費は、持家会員1世帯当り6,500円(今は80歳以上の単身者は半額であっても)で、世帯構成や年収の多寡は一切関係なく一律の金額です。端的に言えば、1人年金暮らしの人も同じ金額です、本会活動に参加したくとも出来ない病弱な人も同じ金額です。

このような三つに共通する点は、各個人（各会員）の賛否・是非に係る自由意思、任意性を尊重する観点はまったくありません。会員としての納入義務・強制を伴う金員と、会員個人の任意・自由な選択に根差す金員——端的には寄付金の性格——を一つに束ねた行為、いわば、対極にあるものを束ねた（緊縛化、一束化した）ことが問題視されたのです。

繰り返すが、外部団体各会に係るそれぞれの拠出の是非は、本来前記の憲法や法令の庇護を受けている個人の自由意思を以って選択出来るが、一律一括強制徴収の緊縛に絡められて、種々の権利が行使出来ない、妨害されていることが大問題です。

## 《まとめ》

上記の課題構図を図-9～図-13で表しました。

次善策としては、赤十字社費の授受に係る図-13の上部イメージである。

✅ 1；町内会に依頼したいのであれば、外部団体各会は町内会と、会費・募金・寄付金の集金活動（集金業務）に係る委託契約を締結し、外部団体各会がその上で空領収書を預けること。

しかし、これは、空領収書を隣組長に預けることになるが、これで良いのかという疑念が惹起する。そこで、基本、原則に従うことです。

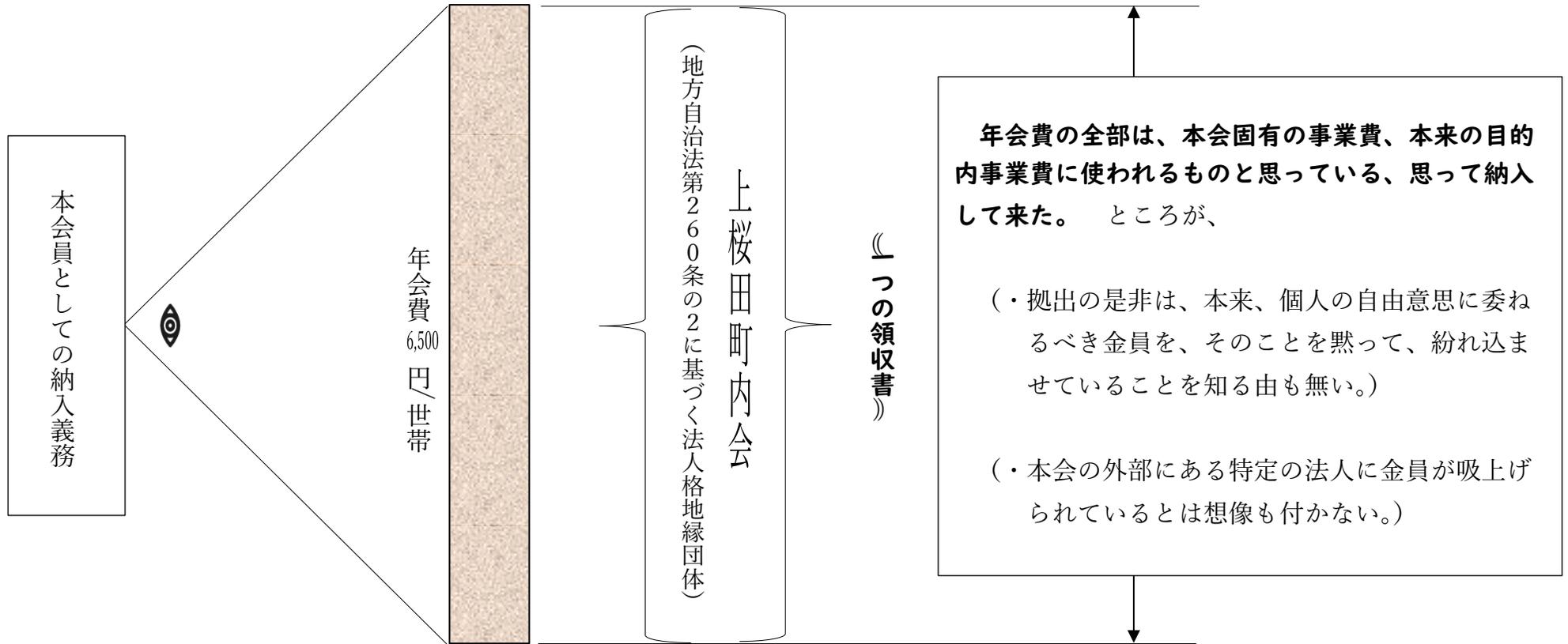
✅ 2；外部団体各会の社員・職員自らが住民に赴いて（住民に直接足を運んで）集金すること。

別記判例では「様々な価値観を有する会員が存在することが予想され、また、少額とは言え経済状態によっては、応じられない会員がいることも容易に想像することができる。」と判決されています。別記判決文にあることは、本来は、裁判で争わなくても現行憲法下の国民に根付いた社会通念であると思っています。正常な社会人の常識です。しかし、現状は、本会（執行部）と外部団体各会は民法第719条の共同不法行為（共同謀議）を犯しているのではないかと強い疑義を持っています。私は、社協活動や共同募金活動や防犯活動や赤十字活動の趣旨には賛成する、がしかし、私個人の自由意思による選択権、任意性を尊重した取り扱いをすべきであるという主張です。

徴収に係る集金業務が本会にとって負担であるというのであれば、総会に諮り、本会の意思として、前記のような外部団体各会（あるいは町内会連合会）からの集金（徴収）依頼を断ればよい、係らないことにすればよいことなのです、“外部団体各会が必要とするのであれば、その社員・職員が住民個人に直接訪問して依頼すること”と声明することです。これが法人格を有する地縁団体としての本会に必要な遵法精神です。各会の徴収・集金業務に町内会や町内会連合会は介在しないことです。これらは、至って正常な社会通念上の態度です。

以上のことについては、金の集め方（手法）が間違っています。本会関係者は悪げがあってやって来たというよりも、長年の慣習の前例踏襲、各会（各団体）の既得権益ということでしょう、しかし、現在の社会においては許されない悪しき慣行となってしまったのです、速やかに現状を改善し正常化・適正化を図る必要があります。「過ちては改むるに憚ること勿れ！」私は過去に本会（上桜田町内会）の三役を仰せつかったものとして反省しています。本会に納入した年会費の使い方について適切でない問題点があると気付きました。

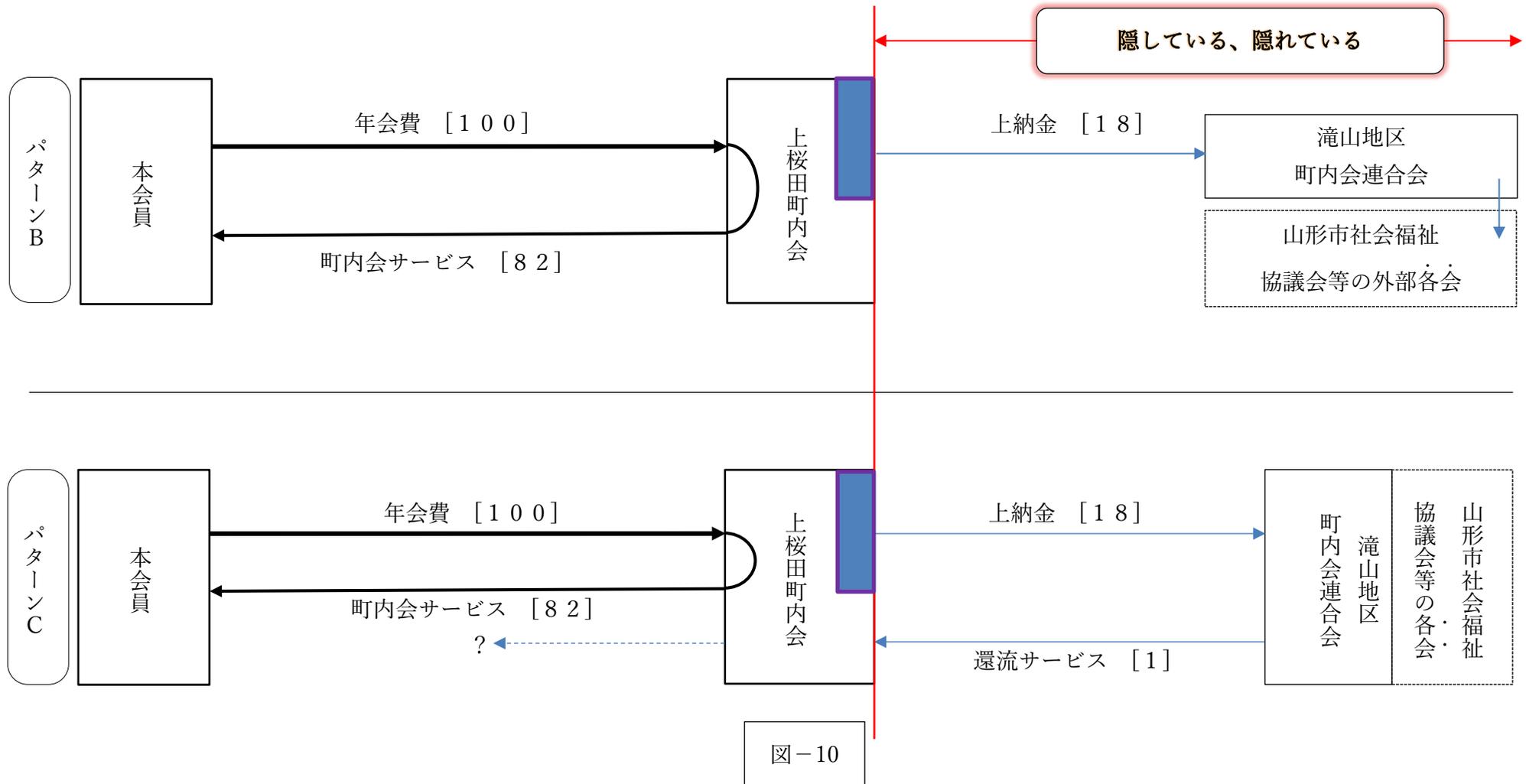
《 普通、見ている現況 》



左構図は当然の当たり前の関係

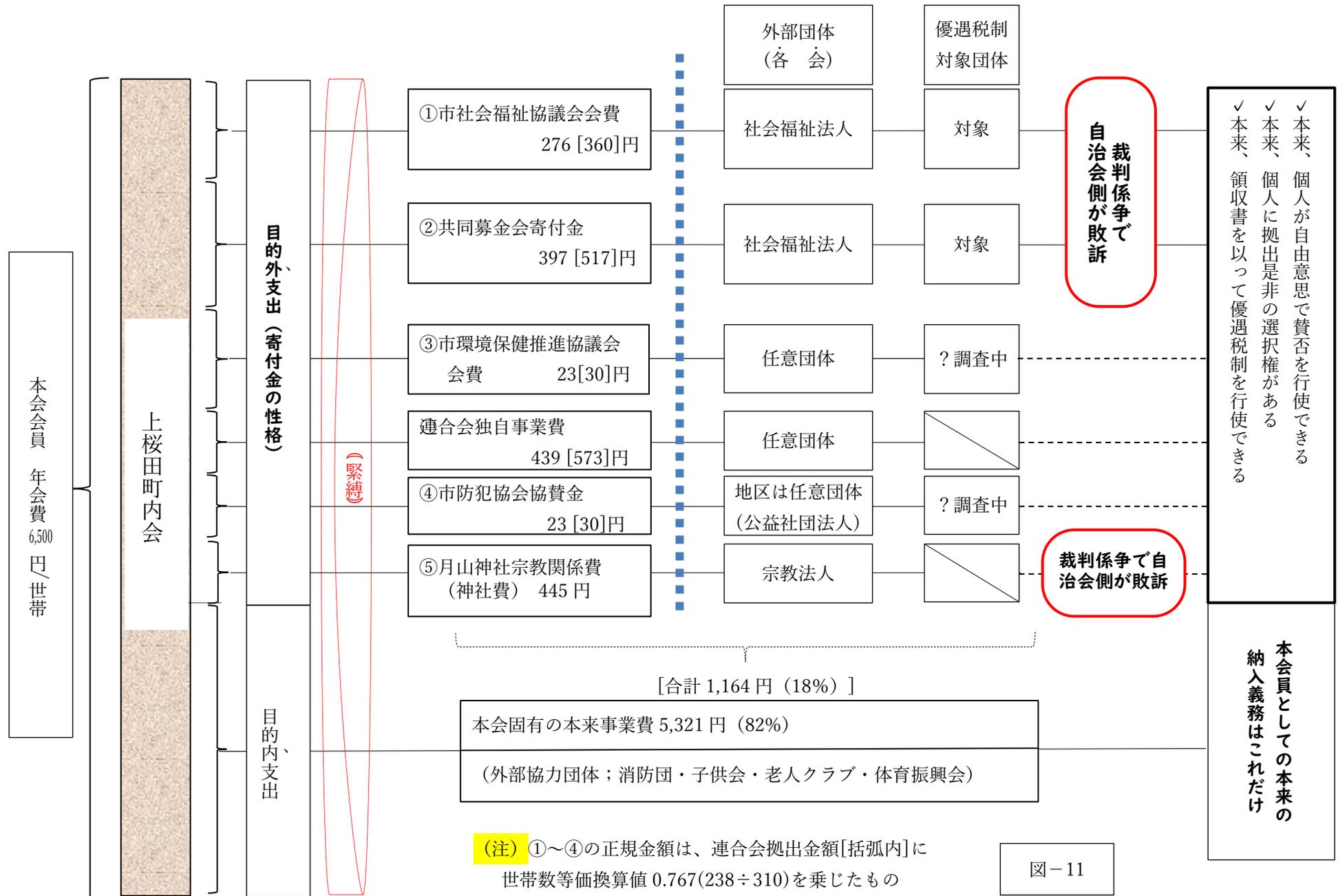
図-9

《 ところが、隠している実態は 》

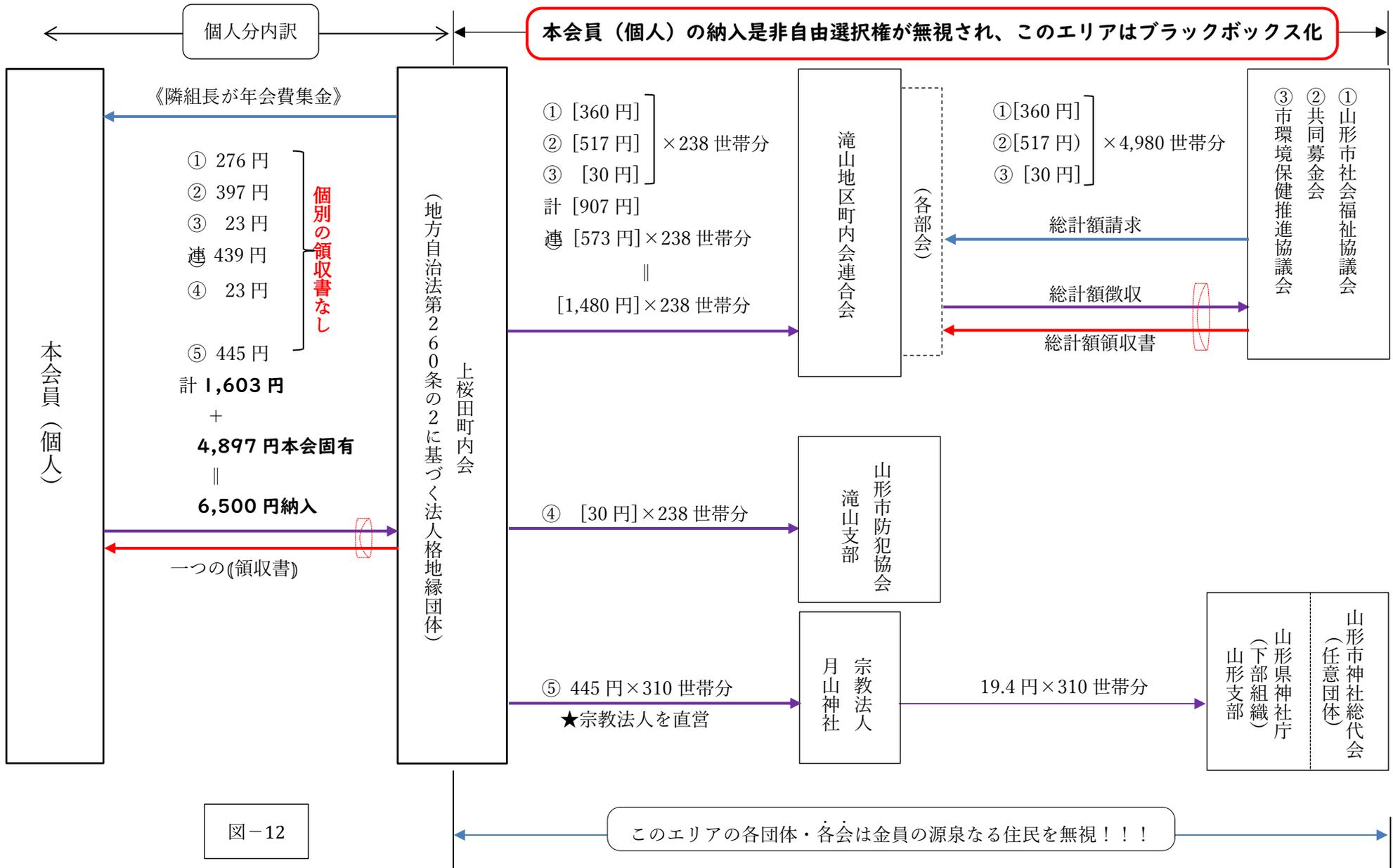


(※) 下の構図は、僅かの助成金（例えば山形市社協から『いきいきサロン』に補助金を提供）とか、啓発パンフの発行を以って還元しているという。本来、徴収出来ないはずが、連合会は、各町内会長は地元一般会員に説明しないで黙っている、いや、彼らはこの問題に気付いていないかもしれない。

《 町内会年会費から外部団体へ吸上げられる上納構図 その1 / 外部団体別 》



《 年会費から外部団体へ吸上げられる上納構図 その2 》



《 改善対策構図 》

(※) 次善の対策は、赤十字社費のように個人の納入意思を確認し尊重すべきである。

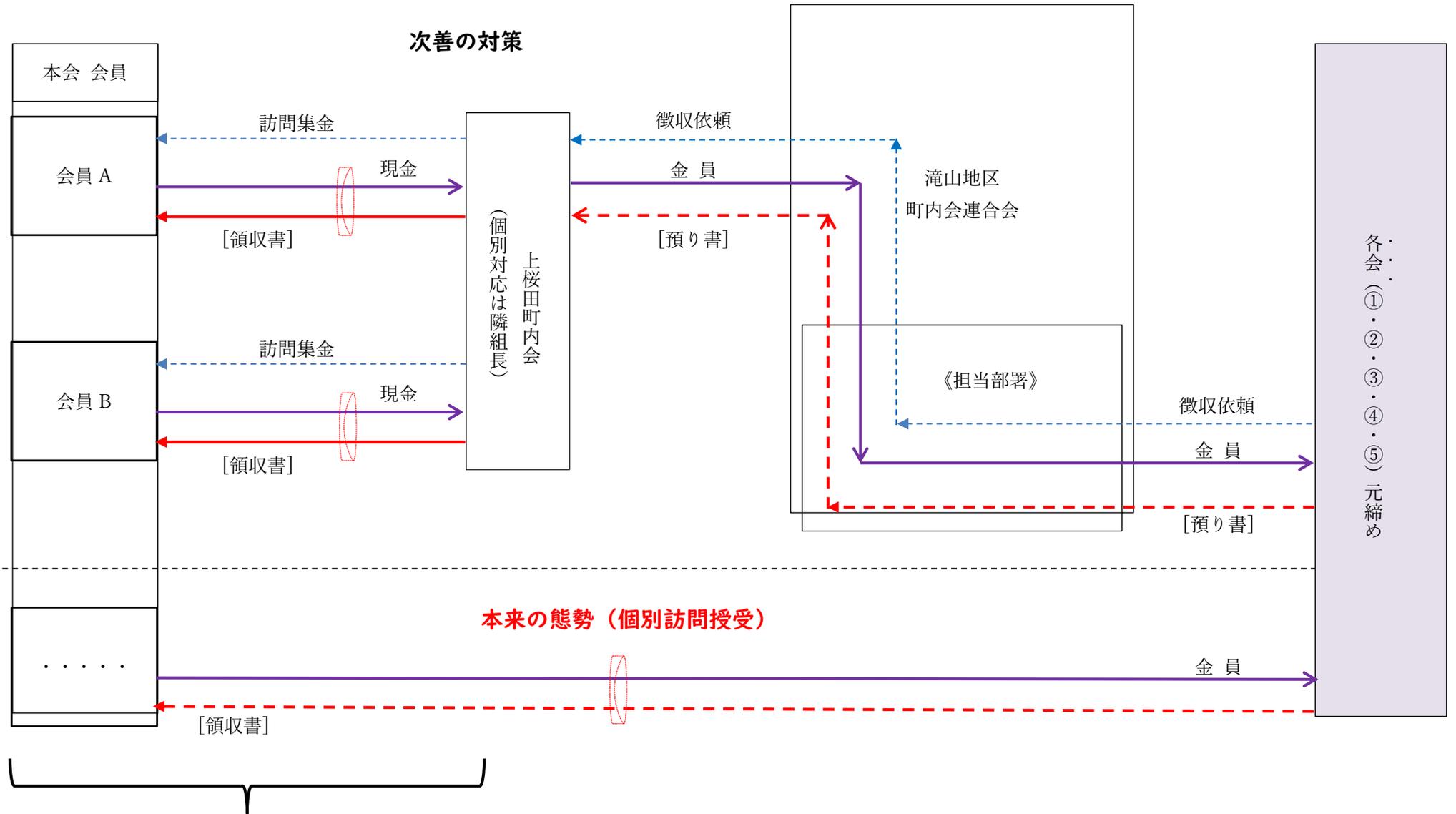


図-13

(end)